

○令和6年度第2回福島県介護生産性向上セミナーでいただいたご質問

No.	質問	回答
1	<p>補助要件のうち、「独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること」とは、どのように対応すればよいか。</p>	<p>「SECURITY ACTION」は中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。 宣言方法は、 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/ より「SECURITY ACTION」のページに移動していただき、自己宣言事業者の申込方法ページから申し込んでください。 事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでください。</p>
2	<p>インカムやWi-Fi 機器は補助対象となるか。</p>	<p>ICT 導入支援の補助対象となります。</p>
3	<p>補助要件のうち、「本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること」とあるが、職員に対してどのように周知すればよいか。</p>	<p>介護ロボットや ICT を効果的に活用するためには、あらかじめ導入することの目的やその効果等について職員に周知し、十分な理解を得ることが必要不可欠となります。 左記の補助要件は、上記の考えのもと設定しているものとなりますので、趣旨をご理解の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。 なお、職員への周知方法については指定していないため、各介護事業所にあった方法により実施いただくことで構いません。</p>
4	<p>導入支援と一体的に行う業務改善支援とは、本セミナーの講師である（株）NTT データ経営研究所に業務改善支援を依頼した場合も補助対象となるか。</p>	<p>補助対象となります。そのほか、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者による業務改善支援が補助対象となります。</p>
5	<p>ICT 導入支援のその他について、「一気通貫の環境が実現できている場合に限り補助対象」との説明があったが、具体的にどのような状態を指すのか。</p>	<p>介護事業所において行う記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務について、転記等の業務が発生していない状態を指します。</p>